平成２２年（フ）第２６２号
愛知県豊田市高岡本町中根山46番地
債務者　榊原有佳子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
愛知県幡豆郡一色町大字開正字末宝15番地　県営開正住宅１棟213号
債務者　赤羽　　滋
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
香川県高松市城東町２丁目２番11号津山マンション402号
債務者　尾崎　達哉
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５９号
高知市横内217番地69
債務者　仙頭　章二
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５号
福岡県柳川市大和町栄920番地
債務者　大津美保子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
盛岡市箱清水１丁目３番15号　グランコルムⅡ山田101号、旧住所盛岡市門１丁目20番10号　アレグリーア201号
債務者　佐藤　信雄
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２２６号
岩手県遠野市穀町３番12号
債務者　小鎚　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２４３号
岩手県花巻市大迫町大迫第17地割45番地　市営上の台第２住宅Ｄ棟１号
債務者　髙橋　昭悦
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２５５号
岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根上平沢57番地24
債務者　刈込　淑子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２６号
山形県鶴岡市西目字水上沢142番地10
債務者　小林喜世子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３０号
山形県東田川郡三川町大字成田新田字前田元65番地２
債務者　佐藤富士夫
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２８５号
神奈川県厚木市棚沢205番地１
債務者　山本　博一
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２９４号
神奈川県小田原市久野211番地　コーポハマノ１―103
債務者　大堀シゲ子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２９７号
神奈川県秦野市今泉752番地の15
債務者　工藤　正守
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３０３号
神奈川県秦野市羽根171番地の７
債務者　山本　明子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９４号
新潟県五泉市村松乙286番地２
債務者　五十嵐春江
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０１号
新潟市西区鳥原2149番地２
債務者　萩野　信男
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０５号
新潟県五泉市不動堂995番地
債務者　佐藤　佳子（旧姓米本）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　新潟地方裁判所民事部